

研究論文

税務会計とキャッシュ・フロー法人税

稲岡 潔・中塚 賢

Tax Accounting and The Cash Flow Corporate Tax

Kiyoshi INAOKA Ken NAKATSUKA

【要約】近年、わが国の会計制度は企業活動のボーダーレス化に対応して、国際的調和化に向け目まぐるしい変革を遂げつつある。しかし現行の企業会計システムを構成するトライアングル体制の複雑さや、その仕組みの中で商法会計と税務会計の連結環の役割を果たしている確定決算主義に関して逆基準性といった問題が以前から指摘されている。一方で会計利益を基準とする課税所得計算は、会計利益自体の恣意性の問題や課税所得計算のための複雑な調整が必要であり、納税者にとってシンプルでわかりやすい課税制度が望まれている。また現行の法人所得税制は本来求められる要件である投資に対する中立性が担保されていない等の弱点を持つ。

わが国ではキャッシュ・フロー計算書の開示が義務付けられてすでに5年経過し、キャッシュ・フローへの理解や関心が高まってきていることから、キャッシュ・フローをベースとした課税を検討するのに適当な時期であると考え、そこで本稿では、これらの問題を解決する一つの案としてキャッシュ・フロー法人税への移行を検討し、イギリスのミード報告(1978)で提言されたキャッシュ・フロー法人税の課税ベースである「Rベース」(実物取引)及び「R+Fベース」(実物取引+金融取引)の試算を行った。

結果的に最近の9年間のサンプルでは、現行所得税と同等の税収を得るためにRベースで57%、R+Fベースで48%の税率で課税する必要があると試算された。ただし実際に現行所得税からキャッシュ・フロー法人税へ移行するためには、既存の固定資産に対する控除方法等、解決を要する課題も多いことは確かである。

1. はじめに

わが国の会計制度は現在大きな変革期を迎えている。国境を越えた企業活動、インターネットを介した取引が瞬時に世界中で取り交わされる中で、企業活動を側面から支える会計制度・課税制度の改革が喫緊の課題として求められている。

このような状況で証取法・商法・税法によって複雑に規制された従前の制度会計システムや、確定決算主義、取得原価主義、恣意性排除の困難な会計利益、会計利益に対して複雑な調整を必要とする課税所得など、制度改革が進みつつも残された課題は多い。

本稿では現行の企業会計システム・法人課税システムで指摘されている問題点を示し、法人課税上でこれらを解決できる一つの方法として「キャッシュ・フロー法人税」への移行を検討する。わが国では第3の財務諸表としてキャッシュ・フロー計算書の開示が義務付けられてすでに5年経過し、キャッシュ・フローへの一般的な認識や理解も進むとともに、キャッシュ・フロー情報のさらなる活用も求められている。

一方で、現状の複雑な課税所得計算からシンプルでわかりやすい法人税制への移行を求める納税者の声も多い。このような条件を満たす可能性のある法人課税制度への移行案の一つとして、キャッシュ・フローを課税ベースとする方法が議論されている。本稿では現行法人所得税と同等の税収が得られるキャッシュ・フロー・ベース課税の税率を試算し、キャッシュ・フロー法人税への移行の可能性を検証する。

2. 税務会計と確定決算主義

2.1 3つの制度会計

わが国の会計は、商法、証券取引法、法人税法という3つの法律によって規制されており、それぞれ「商法会計」、「証取法会計」、「税務会計」という異なる制度会計が存在する。

「商法会計」は、債権者の保護のため配当可能利益の限度額を規定することによる債権担保の保全や、会社の「所有と経営の分離」を前提とした株主による経営者の受託責任の監視、等を目的としている。会計規定として「公正なる会計慣行を斟酌すべき」(商法第22条2項)ことが求められ、代表的な会社形態である株式会社については、計算書類として貸借対照表・損益計算書・営業報告書・利益処分案並びに付属明細書を作成し、取締役会承認・監査役監査の後に株主総会での報告及び承認が義務付けられている。

上場企業等が対象となる「証取法会計」は、証券市場における有価証券の適正な発行や売買、投資者の保護を目的としており、有価証券報告書の作成・開示が義務付けられている。証券市場では現在の投資家のみならず将来の(潜在的)投資家を含め、利用者の意思決定に対して有用な情報が求められるため、例えば損益計算書上の利益計算においても様々な段階の利益が算定される。さらに「会計ビッグバン」による大改正を経て2000年3月決算期以降、キャッシュ・フロー計算書の開示が義務付けられ、営業活動・投資活動・財務活動に分類したキャッシュ・フロー情報も加えられた。

次に「税務会計」はすべての法人が対象であり、もっとも重要な目的は公平な課税所得の算定である。当然、ここでは税法に従った課税所得計算が適正に処理されているかどうかが最重視されることとなるが、一方で、法人税法（第22条4項）において益金及び損金の額を「別段の定めがあるものを除き」、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるもの」と規定しており、企業会計において適正に計算された当期利益を基礎として、法人税施行規則別表四「所得の金額の計算に関する明細書」において、税法上の申告調整項目を加算・減算した結果として課税所得が算定される。

以上のように、わが国の制度会計は商法を中心に証券取引法・法人税法の3つの独立した法律が相互に結びついた、いわゆるトライアングル体制がとられている。それぞれの制度会計は期間損益を計算する手続きであることに変わりないが、規制する法の目的がそれぞれ異なるため、求められる計算書類も違い、計算結果としての会計利益や課税所得にも差異が生ずることになる。

2.2 確定決算主義

これら3つの制度会計からなるトライアングル体制の下で、商法会計と税務会計を密接に関連付ける役割を果たすのが「確定決算主義」である。わが国の所得課税制度は申告納税制度を採用しており、納税者が自らの所得を計算し、申告・納税する義務を負う。法人の場合、確定決算主義に従って、商法の規定に基づいた会計手続きを経た計算結果を財務諸表に示し、そこで確定された決算による当期利益に対して、税額計算のための調整を加えて課税所得を算定することが要求されている。法人税法（第74条）では、「内国法人……は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額（第74条の1）
- 二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額（74条の2）」

と規定している。つまり課税所得の算定は、商法に則った企業会計によって確定した決算に伴う当期利益を基礎としていることから、法人税法は商法の計算規定や企業会計原則を包括的に取り込んでいると考えられる。従って税務会計は商法会計上で計算された利益から、税法の独自規定によって課税所得を導く手続きであるといえる。言い換えると、企業会計（商法）が税務会計（税法）に優先するという意味であり、これは一般的に「基準性」といわれている。

しかしこのことは、逆に税法上での会計処理が認められるための前提として、企業会計上の決算において適正に処理されていることが必要条件となるため、納税者が税法上で採用したい会計処理をあらかじめ企業会計上でも採用して決算を行うという現象が起こりえる。これを指して「基準性」に対し「逆基準性」と呼ばれる。

2.3 逆基準性問題

商法会計と税務会計の関係は従来、「確定決算主義」によってそれぞれの立場が明確にされて

きた。つまり「商法」に定める計算によって確定した決算は、それが事実反するが、税法の強行規定に反しない限り、課税所得計算を拘束すると解されてきた¹⁾。

しかし本来、企業会計と課税所得計算は目的が異なるため、わが国やドイツのように確定決算主義を採用する国以外に、アメリカやイギリスのように企業会計と課税計算を分離・独立した制度とする国もある²⁾。昨今の企業会計における国際的調和化の要請を考えた場合、各々の国の税法は異なるのであるから、税法と企業会計を関連付けるよりも、それぞれ分離・独立した方が国際比較にとってもプラスになるという考えもある。つまり確定決算主義自体の見直しが必要という議論であるが、その背景としてあげられる問題の一つに「逆基準性」がある。すなわち税務会計における節税動機が企業会計に持ち込まれることで、適正な企業業績の把握という企業会計本来の目的が阻害され、その結果、税務会計によって企業会計が侵食されるという問題である³⁾。

醍醐(1994)は、確定決算基準の弊害と指摘される逆基準性の事象を次の3つに分類している。

1) 法人税法が課税所得の計算上、償却費や各種引当金の繰入について画一的な損金算入限度額を設けているために、企業会計上でも税法上の限度額が事実上の費用計上基準となり、企業ごとの実態に見合った費用計上がされにくくなった。

2) 会計基準を新設したり変更したりするときに、企業が税務上の不利益を理由に反対するために、その作業が難航する。

3) 法人税法が損金算入の前提条件として費用性を認めがたい項目(租税特別措置法上の諸準備金)についてまで企業会計上で損金経理することを要求する⁴⁾。

ただし、ここで3)を狭義の逆基準性と位置づけて、法人税制が諸準備金について利益処分方式による場合も損金算入を容認したために事実上解消したとし、他の2点について論じている。

まず1)について、醍醐は確定決算主義を擁護する立場をとり、「税法限度額ちょうどの償却をした場合と、税法限度額を超える償却をした場合とで当期の税負担に差が生じるわけではないし、企業会計上で『有税償却・有税引当』をしたからといって、その部分を税務上で損金にできる機会を永久に失うわけでもない。」としている。つまり税法の限度額を超えた償却や引当は「有税償却・有税引当」という手段を選択することによって実務上可能であるし、その場合に課税所得に加算される「有税償却・有税引当」の金額については、翌期以降の課税所得から減算されるため、企業会計の独立性が保たれていると主張している⁵⁾。

これに対して岡田(1996)は税法上の償却限度額以前の問題として、そもそも償却方法の選

1) 醍醐聡(1994) p.41. 参照。

2) 坂本雅士(1995) p.109. 参照。

3) 醍醐聡(1994) pp.41-42. 参照。

4) 損金経理とは法人の所得金額の計算上、損金の額に算入されるための要件として、あらかじめ法人の確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。例として、償却費や引当金の繰入等による損金算入があげられる。

5) 同様に確定決算主義を擁護する主張として、坂本雅士(1995)、鈴木一水(1996)等がある。

択に関して定率法を採用する場合に、定額法を採用するよりも早期に償却が進み、償却期間での割引現在価値で考えた場合の節税額が大きくなることなどから、「日本では、業績のよくない企業を除いては⁶⁾、通常、企業は定率法を採用している。これは確定決算主義を前提として、税制上の特典を求めようとする企業行動の現われと考えることができる。」として、税法による企業会計への影響を指摘している。

また2)についてはわが国のリース会計基準の制定に際して、リース業界が大いに反発し、所有権移転外ファイナンス・リースに関しても、賃貸借処理に準じた例外処理が認められたという代表的な事例がある。これに対して坂本(1995)は、会計基準の新設・変更によって税務上不利を被る企業・業界の反対活動が影響を与えているのであって、税法が会計基準の設定を妨げてはいない、と述べている。また醍醐は、税法における政策的な配慮と企業会計上の基準設定とを同義的に捉えるべきではないこと、また法人税制のなかで経済政策目的を体現しているのはおもに租税特別措置法の領域であり、税務上の特典を利用するための会計的要件は損金経理に限らず利益処分での調整も可能であることから、逆基準性によって企業会計が歪められるとはいえないとしている。

さらにこれらの問題を総合して、取引の実質重視という点で会計利益と課税所得が同質性を持ち、企業会計と税務会計が補完的な関係を形成しているという主張もある⁷⁾。しかし税務会計の役割が単に課税の公平性を重視するのであれば、確定決算主義を媒介として企業利益と課税所得が実質的に一致もするが、税法の目的が租税政策を重視する場合はその限りではなくなる、という岡田(1996)の主張が実態としての的を射た議論ではなからうか。この点に関しては会計利益と課税所得、キャッシュ・フローの関係を踏まえて後述する。

3. 利益・所得とキャッシュ・フロー

3.1 企業会計上の利益概念

会計学上の利益概念には2つの対立する理論があると考えられてきた。その一方が当期業績主義であり、他方が包括主義である。当期業績主義とは、損益計算書において期間的に計算される当期利益は当期の営業活動という源泉から規則的・反復的に稼得された利益を意味するというものであり、キャピタル・ゲインや前期損益修正などは含めるべきではないという立場である。それに対して包括主義とは、当期利益の計算に含まれる要素は、その源泉が規則的・反復的であるかどうかを問わず、すべてが当期の利益を構成するものであり、損益計算書に収容されなければならないとみる立場である。

わが国では当初、当期業績主義がとられていたが、昭和49年の企業会計原則の一部改正以降、商法に歩み寄る形で包括主義に移行している⁸⁾。例えば有価証券報告書の財務諸表に含まれる損益計算書には、売上高から売上原価を差し引いた「売上総利益」、売上総利益から販売管理費

⁶⁾ 國村道雄(1986) pp.138-140. 参照.

⁷⁾ 醍醐聡(1994) pp.43-45. 参照.

⁸⁾ 武田隆二(2005) pp.61-62. 参照.

を差し引いた「営業利益」、営業外損益を加減した「経常利益」、特別損益を加減した「税引前当期純利益」、そこから法人税等を差し引いた「当期純利益」、さらに繰越利益や中間配当等を加減した「当期末処分利益」といった各段階での利益が示される。これらは包括主義に従った表示であり、包括主義による「経常利益」が当期業績主義に従えば「当期純利益」として表現され、特別損益等の計算は当期業績主義では別途「剰余金計算書」に表示されることになる。

次に利益算定方式に着目して利益概念をみた場合には、財産法と損益法の2つの概念がある。財産法は期首と期末の資産残高の比較による増加額を当期利益とするもので、資本の増減を資産及び負債の増減に置き換えて資産・負債アプローチともよばれる。これに対して損益法は当期の企業活動による収益と費用を測定し、その差額を当期利益とするもので、費用・収益アプローチとよばれる。

歴史的にみると古くから存在した概念である財産法は、利益計算を純資産の増加額としてみるため、利益の源泉等の詳細な情報は明らかにされず、一方で資産の評価額によって利益が大きく左右されるという難点がある。そのため近年の企業会計においては、利益の源泉等の詳細な情報が得られることが利用者にとってより有用であると考えられ、結果として損益法が採用されてきた。しかし最近の会計を取り巻く環境の大きな変化の中で、損益法における会計手続きの恣意性の問題やキャッシュ・フロー重視などの流れに沿って、経済的資源の流出入という実態面を重視する資産・負債アプローチに注目が集まることとなった。

3.2 法人税法上の所得概念

所得の概念も同様に、包括主義に従った「純資産増加説」と制限的所得概念を基礎とする「所得源泉説」がある⁹⁾。

「所得源泉説」は所得の源泉を規則的・反復的收入に求め、臨時的・非反復的收入は所得に含めない。つまり所得を通常の企業活動から発生する収益に限定するという説である。これに対して「純資産増加説」は臨時的・非反復的收入も所得に含まれる広義の所得概念として捉える。

この点で、課税所得の計算手続きである税務会計では適正な租税負担能力をあらわした課税所得を計算することが主眼であり、原則としてその源泉を問題とすることはない¹⁰⁾。

わが国では法人税法第22条において、「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。」と規定している。ここで益金の額とは「別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有価又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」(法人税法第22条2)と規定される。したがって益金として算入すべき金額は経常的な営業収益のみならず、資産譲渡等による臨時収益も含まれる。

また損金の額は「当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」及び「当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該

⁹⁾ 武田隆二(2005) pp.61-72. 参照.

¹⁰⁾ 成道秀雄・新井益太郎(2004) p.3. 参照.

事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額」,「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」が含まれ,ここでも経常費用だけではなく臨時損失も損金の額に算入される。

このように,わが国の課税所得には経常利益以外に臨時利益も含まれていることから,純資産増加説による包括的所得概念が採用されている。したがって当該事業年度内における資産の増加をもたらした収益はすべて益金に,逆に資産の減少をもたらした費用や損失はすべて損金にそれぞれ算入され,その差額である純資産増加額が課税所得として計算されることになる。

3.3 キャッシュ・フロー概念

キャッシュ・フローが国際的に大きな注目を集めるきっかけとなったのは,1987年にアメリカ財務会計基準審議会(FASB)が公表した基準書第95号「キャッシュ・フロー計算書」(SFAS95)であるが,ここではキャッシュの概念として「現金及び現金同等物(cash and cash equivalents)」と定義している。「現金」は手元にある通貨だけではなく,銀行その他の金融機関に対する要求払いの預金を含み(para.7),「現金同等物」は短期のきわめて流動性の高い投資であるとして(para.8),一般に償還期日が3カ月以内に到来する投資がこの定義を満たすとしている。

これに対してわが国のキャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュの定義は同様に「現金及び現金同等物」であり,要求払い預金については「例えば,当座預金,普通預金,通知預金が含まれる。」とし,また現金同等物については「例えば,取得日から満期日又は償還日までの期間が三か月以内の短期投資である定期預金,譲渡性預金,コマーシャル・ペーパー,売戻し条件付現先,公社債投資信託が含まれる。」と例示している。SFAS95との比較では,SFAS95が現金同等物に当座借越を含めないのに対して,わが国では当座借越を含めるという相違点がある。

また,この他にも国際会計基準(IAS)等においてもキャッシュを「現金及び現金同等物」と定義することで共通している。

ところで,企業が十分な利益を計上しながら運転資金や納税資金に不足を生じるケースがあるが,これを利益とキャッシュ・フローの関係のみでみると,通常,資金不足が生じる原因としては,固定資産投資に対する資金手当ての不足,棚卸資産や売上債権の増加が仕入債務増加を上回ることにある¹¹⁾。売上金額が伸びて仕入金額との差額が大きくなればなるほど会計利益は大きくなるが,売掛金の回収(買掛金の支払)ができるまではキャッシュ・フローへの影響はまったくない。したがって急激に成長している企業が,大規模な設備投資の実施や,売上の増加に伴って売掛金を急激に増加させた場合にこのような資金不足現象が起こりがちであり,その場合は運転資金や納税資金を借入によって賄うことが必要となる。

¹¹⁾ 染谷恭次郎(1999)p.60.参照。

3.4 利益・所得とキャッシュ・フローの比較

次に具体的な数値を使って、税制と会計利益、課税所得、キャッシュ・フローの関係について例示する¹²⁾。ここでは租税特別措置による初年度100%特別償却が認められるケース、すなわち既述の政策的な配慮が採られた場合に、利益や課税所得、キャッシュ・フローがどのように影響を受けるかということを示す。

ある企業が初年度600の投資を行い、3期にわたって1,000の税引前償却前利益を得ることができると仮定する。投資財に対する会計上の償却は3年の定額法(残存価値はゼロ)とするが、租税特別措置として初年度100%の償却が認められる。利率は r 、法人税率を t とする。

最初に資金の流出であるキャッシュ・フローを考え、1期目から3期目までをそれぞれ $CF(1)$ 、 $CF(2)$ 、 $CF(3)$ とすると、初年度に投資額600が流出するため次のようになる。

$$CF(1) = 1,000 - 600, \quad CF(2) = 1,000, \quad CF(3) = 1,000$$

これを利率 r で割り引いた3期間の税引前キャッシュ・フローの割引現在価値 DCF_{BT} は、

$$DCF_{BT} = 1,000 + \frac{1,000}{1+r} + \frac{1,000}{(1+r)^2} - 600 \quad \dots\dots\dots (a)$$

となる¹³⁾。

次に法人税が課された場合の毎期のキャッシュ・フロー〔 $CF(1)$ 、 $CF(2)$ 、 $CF(3)$ 〕を、定額法によって償却した場合の計算は、毎期の利益1,000から減価償却費200を差引いた所得に t の率で課税されるため税引後で、

$$CF(1) = 1,000 - 600 - t(1,000 - 200)$$

$$CF(2) = 1,000 - t(1,000 - 200)$$

$$CF(3) = 1,000 - t(1,000 - 200)$$

となり、3期間の税引後キャッシュ・フローの割引現在価値 DCF_{AT} は

$$\begin{aligned} DCF_{AT} &= (1-t) \left(1,000 + \frac{1,000}{1+r} + \frac{1,000}{(1+r)^2} \right) - 600 + t \left(200 + \frac{200}{1+r} + \frac{200}{(1+r)^2} \right) \\ &= (1-t) \left(1,000 + \frac{1,000}{1+r} + \frac{1,000}{(1+r)^2} \right) - 600 + t \left(\left(200 + \frac{200}{1+r} + \frac{200}{(1+r)^2} \right) / 600 \right) 600 \\ &= (1-t) \left(1,000 + \frac{1,000}{1+r} + \frac{1,000}{(1+r)^2} \right) - (1-t \cdot z) 600 \quad \dots\dots\dots (b) \end{aligned}$$

ただし、

$$z = \left(200 + \frac{200}{1+r} + \frac{200}{(1+r)^2} \right) / 600$$

であり、これは3期にわたる減価償却費の割引現在価値を600で割ったものである。

¹²⁾ 田近・油井(2000) pp.6-14. より引用。

¹³⁾ この例のように投資とリターンが同一決算期内であっても、本来、投資時点と稼得利益の生じる時点との間に割引計算が必要であるが、後述する計算式と図表1の算定例を簡略化するため、初年度の割引を省略した。

税務会計とキャッシュ・フロー法人税

ここで(a)式と(b)式を比較すると(b)式の z を除けば, (a)式に $(1-t)$ を乗じたものが(b)式となり, 単純に税引前・税引後となるが, z に含まれる税引前利率 $r = 0$ であるため $z = 1$ となり, $DCF_{AT} \leq (1-t)DCF_{BT}$ が成り立つ. つまり DCF_{BT} に法人税が課された DCF_{AT} は, 法人税が課されない場合の DCF_{BT} を法人税率 t で割引いた金額以下となり, 法人税が投資の収益率に負の影響を与えるということである.

上記の設定に, 法人税率 (t) を40%, 利率 (r) を3%と仮定した場合,

$$DCF_{BT} = 1,000 + \frac{1,000}{1+0.03} + \frac{1,000}{(1+0.03)^2} - 600 = 2,313$$

$$DCF_{AT} = (1-0.4) \left(1,000 + \frac{1,000}{1+0.03} + \frac{1,000}{(1+0.03)^2} \right) - (1-0.4z) \times 600 = 1,381$$

ただし,

$$z = \left(200 + \frac{200}{1+0.03} + \frac{200}{(1+0.03)^2} \right) / 600 = 0.971$$

したがって,

$$DCF_{BT} \times (1-0.4) = 1,388 > DCF_{AT}$$

となる.

一方, $z = 1$ は減価償却を耐用年数に応じて每期償却するのではなく, 投資時点で全額償却費とするケースであり, この場合は $DCF_{AT} = (1-t)DCF_{BT}$ が成立し, 投資に対して税制が影響を与えないこととなる. つまり投資に対して初年度100%の即時償却が実施される場合において, 税制は投資に対して中立的となるのであり, その場合は期間損益計算上の所得に対して課税するのではなく, キャッシュ・フローに対して課税することと同義となる.

図表1ではここまでの設定を用いて、償却方法の違いでキャッシュ・フローと利益、所得の算定がどのように異なるかをシミュレーションしている。まず税引前のキャッシュ・フローでは、初年度全額償却のケース、定額法(3年)及び定率法(3年)による償却のケースのどちらも3期間を通して変わらないが、償却額の違いによって課税所得以下の計算結果に違いが生じてくる。

図表1 キャッシュ・フロー/利益/所得の算定例

		①初年度全額償却	②定額法(3年)による償却	③定率法(3年)による償却
1期目	キャッシュ・フロー(1)	400	400	400
	減価償却費	600	200	358
	課税所得	400	800	642
	法人税額	160	320	257
	税引後利益	240	480	385
	税引後CF(1)	240	80	143
2期目	キャッシュ・フロー(2)	1,000	1,000	1,000
	減価償却費	0	200	166
	課税所得	1,000	800	834
	法人税額	400	320	334
	税引後利益	600	480	500
	税引後CF(2)	600	680	666
3期目	キャッシュ・フロー(3)	1,000	1,000	1,000
	減価償却費	0	200	76
	課税所得	1,000	800	924
	法人税額	400	320	370
	税引後利益	600	480	554
	税引後CF(3)	600	680	630
税引後利益合計		1,440	1,440	1,440
法人税額の割引現在価値		904	915	910
税引後CFの割引現在価値		1,356	1,344	1,350

*定率法(3年/0.536)の残存価額(60)は各期の償却費(322・149・69)により按分し費用化した。

税引後利益は のケースでは3期とも一定(480)であるが、 のケースでは1期目が240、2期目と3期目が600となり、1期目の法人税額が圧縮され2期目以降に課税が繰延べられる。 のケースも同様に1期目が257、2期目が334、3期目が370と課税の繰延べが可能である。その結果「法人税額の割引現在価値」は のケースが一番小さくなり、次に のケース、 のケースの順で大きくなる。例えば のケースは実際の租税政策として現在(H15/4/1~H18/3/31)に取得/製作/建設し、事業の用に供した取得価格30万円未満の減価償却資産に適用)も中小企業に対して少額減価償却資産の即時償却という租税特別措置が講じられており、「.....当該少額減価償却資産の取得原価に相当する金額につき当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理したときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算

上、損金の額に算入する。」(措置法67の8第1項)と定められている。これは税制上のメリット(節税)によって投資を誘引するということと、中小企業に対する減税措置という効果を期待する政策的配慮によるものであるが、前提条件として会計上の損金経理(費用計上)を求めており、結果的に企業会計に対して全額即時償却扱いを強制していると考えられる。

一方 のケースと のケースは償却方法の選択による違いであるが、わが国では現在、建物以外の有形減価償却資産は定額法・定率法のどちらかの償却方法を選択可能である。しかし法人においては定率法による償却が一般的であり、定額法と比較して早期に償却が可能となることから課税が繰延べられる。さらに法定償却期間の途中で買い替えが必要になった場合でも、早期に償却が進んでいるために、償却資産の更新によって旧資産の売却損や除却損といった特別損失項目の金額の発生を抑制することも可能となる。しかし逆にインフレの場合には、償却資産の再取得価額が上昇するために、定額法による償却では償却額不足となる点も十分考慮する必要がある。このように減価償却額の損金算入に関してみると、政策的な配慮による加速償却等の経費処理の問題、そして償却方法の選択の問題など、税務会計上の節税動機が企業会計に影響を与える可能性は否定できないといえる。

ここまで現状のトライアングル体制の下での逆基準性問題、投資に対する中立性の問題、さらに償却手続きに対する問題をみてきたが、これらを解決する一つ的手段として、キャッシュ・フローを課税ベースとする方法が考えられる。次章以降では現行法人所得税制からの移行という観点から「キャッシュ・フロー法人税」について検証する。

4. キャッシュ・フロー法人税

4.1 所得からキャッシュ・フローへの課税ベースの転換

キャッシュ・フロー法人税が注目を集めることとなったきっかけは、イギリスの『ミード報告』(1978)¹⁴⁾であり、法人所得税を代替する新たな法人税制として提唱されたことによる。当時のイギリスでは投資促進策を進めており、キャッシュ・フロー法人税が投資に対して中立的であることや、所得計算上の恣意性やあいまいさのないキャッシュ・フローに課税ベースを求めたことが背景としてあった。

King(1987)¹⁵⁾では法人所得税からキャッシュ・フロー法人税への移行のメリットについて次の点を指摘している。まずキャッシュ・フロー法人税は、金融面と投資決定に関して中立である。同時に、過去の投資によって、また通常の収益率での超過利潤によって、さらには海外投資家からの投資活動などによって、政府への歳入が発生し続けるようにデザインが試みられている。さらに魅力的な理由として、課税ベースのインフレに対し調整不要であり、そのため現行法人税をキャッシュ・フロー法人税で代替する場合に複雑な償却の指標の設定が不要となる。理由は、課税ベースが資金収支の源泉と使途に基づくもので損益勘定に基づいてはいない

¹⁴⁾ Institute for Fiscal Studies (1978) The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by J.E. Mead, Allen and Unwin.

¹⁵⁾ King (1987) pp.379-382. 参照。

ためである。課税に「経済的利益」の計算は取り除かれ、真の減価償却尺度の必要性もなく、またインフレの影響に対するいかなる調整も必要としない。課税の基本的原則は、真の経済的活動から生じるネット・キャッシュ・フローに対する費用を企業に課すことである。

このように、キャッシュ・フロー法人税の最大のメリットは投資に対して中立的であるということである。損益計算を要する会計利益や所得への信頼性が揺らいでいる現在、キャッシュ・フロー情報への需要が高まるにつれ、恣意性が入り込む余地のないキャッシュ・フロー・ベース課税への関心も高まっているといえよう。

4.2 キャッシュ・フロー法人税の課税ベース

本節ではキャッシュ・フロー法人税の課税ベースの算定にあたって、「ミード報告」でのキャッシュ・フロー取引の分類や、仕組みについて検証する。

まず各取引の分類であるが、販売等による流入から購入等による流出を差し引いた実物取引を R ベース ($R - \bar{R}$)、借入及び返済に金融資産の売買や利息の収支差額を加えた金融取引を F ベース ($F - \bar{F}$)、自己株式発行や購入、他社株式の売買に配当収支を加えた資本取引を S ベース ($S - \bar{S}$)、さらに租税の還付・納付の収支を租税取引 T ベース ($T - \bar{T}$) としている (図表2 参照)。

図表2 ミード報告による法人のキャッシュ・フロー分類

	流入	流出
	R	\bar{R}
実物取引 (R ベース)	生産物の販売 サービスの販売 固定資産の販売	原材料の購入 賃金・給与及びその他のサービスの購入 固定資産の購入
	F	\bar{F}
金融取引 (F ベース)	金融負債の増加 金融資産の減少 受取利子	金融資産の増加 金融負債の減少 支払利子
	S	\bar{S}
資本取引 (S ベース)	新株発行(増資) 他社株式の売却 受取配当	自社株購入(減資) 他社株式の購入 支払配当
	T	\bar{T}
租税取引 (T ベース)	租税還付	租税支払

*Institute for Fiscal Studies (1978) (『ミード報告』) p.231. Table 12.1 "Corporate flows of funds" より作成。

R ベースのキャッシュ・フロー法人税は、通常の営業活動から得られるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加減したものである。ここでは減価償却という概念はなく、投資時点で全額控除される一方で資産の売却による資金流入には課税されることとなる。

したがって、投資に対する中立性は満たされるが、金融取引を含めないということは借入に対する支払利息が控除されないことや、逆に実物取引がなく金融取引のみによって収益を得ている企業（金融機関等）の課税ベースがゼロとなってしまう。

そこで R ベースに金融取引である F ベースを加えた $R + F$ ベースも『ミード報告』で提案されている。 $R + F$ ベースでは借入による支払利子が控除されるが、借入元金の流入時点で課税されることになるので、現在価値でみると借入による流入と返済（元金 + 利子）による流出は相殺されることとなる。

さらに資本取引による資金の流出入差額である S ベースへの課税も可能であるが、企業の資金流入総額（ $R + F + S + T$ ）と資金流出総額（ $\bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T}$ ）がマクロ的には等しいため、 $R + F$ ベースは S ベース（ $\bar{S} - S$ ）に T ベース（ $\bar{T} - T$ ）を加えたものと同額となる。したがって税抜き調整をすれば S ベースは $R + F$ ベースと同じとみなせる。

4.3 キャッシュ・フロー計算書とキャッシュ・フロー法人税の違い

キャッシュ・フロー計算書は、営業活動からのキャッシュ・フロー、投資活動からのキャッシュ・フロー、財務活動からのキャッシュ・フローに3分類する。しかしミード報告における R ベース、 $R + F$ ベース、 S ベースとは一致しておらず、同じキャッシュ取引でも両者で異なる分類となるケースがある。中でも、ミード報告では金融取引（ F ）に含まれる受取利息・配当金・支払利子がキャッシュ・フロー計算書では営業活動に含まれる。さらにミード報告で実物取引（ R ）に含まれる固定資産の購入・売却がキャッシュ・フロー計算書では投資活動からのキャッシュ・フローとして独立した分類になっている。

この点に関しては、キャッシュ・フロー計算書を第3の財務諸表として他の2つの財務諸表（貸借対照表・損益計算書）との親和性や、従来の資金計算書からの移行の容易性について考慮された結果であると解釈できるが、キャッシュ・フロー・ベースの課税を考えた場合には問題は多い。つまり投資を実物取引から除外すると、投資に対する中立性というキャッシュ・フロー法人税が持つ最大のメリットを活かせなくなるし、投資活動を課税ベースに入れると、貸付金は投資活動であるのに借入金も財務活動に含まれ、同じ金融取引でも貸借が異なることで課税計算における取り扱いがアンバランスになってしまう。キャッシュ・フロー計算書の枠組みを形作ったFASBは会計基準を審議する機関であり、税に対する認識が希薄であった点是否定できない、とする戸谷（1994）の主張はこの問題を指摘している。

5. キャッシュ・フロー法人税課税ベースの試算

5.1 課税ベース試算方法

ここでは貸借対照表・損益計算書の各勘定項目からキャッシュ・フロー法人税の課税ベースを試算するための方法を示す¹⁶⁾。

手順としては、貸借対照表・損益計算書の各勘定項目をもとにキャッシュ・フロー法人税が試算できるように、貸借対照表の資産・負債・資本のバランスからキャッシュ・フロー法人税の恒等式を導く。また発生主義の会計データと実現主義のキャッシュ・フローデータの差額を調整する、という作業が必要となる(補論参照)。

利用するデータは「日経財務データ《連結》2004年版」である。日経財務データには、上場会社を中心に貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、その他の経営指標を含めて1社1年度当たり800以上のデータが含まれている。

今回の試算では、1996年3月(1995年4月~1996年3月)決算期から、2004年3月(2003年4月~2004年3月)決算期までの9期間を対象に、日経財務データによる32業種で欠落データ除外後、延べ22,003社を対象にデータ・ベースを作成した。さらにこれを基に各個別企業の9期間の必要なデータを抽出し、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースを試算した。また現行法人税制との比較のため、損益計算書データの「法人税・住民税及び事業税合計」の額に「法人税等調整額」を加減したものを現行の法人税額(+事業税額)として計算した¹⁷⁾。計算結果はまず業種別に集計し(図表5-1~3参照)、これらを合計して全業種の結果としている。

5.2 試算結果と考察

図表3に全サンプルの試算結果を示している。から はそれぞれRベース(実物取引)・Fベース(金融取引)・R+Fベース(実物+金融取引)のキャッシュ・フロー合計金額で、は本来法人税等の課税所得を提示すべきであるが、データの制約上、納税額である「法人税等(税効果等調整済み)」の合計金額を示し、各キャッシュ・フローベースの金額が「法人税等」に対する割合(%), いわば税率を計算している。

a. まず個々の動きをみると、「法人税等」は2000年から2002年までの3年間が他の期間よりも税額が大きくなってはいるものの、他のキャッシュ・フローベースと比較するとかなり安定している。また、ここで国税庁による法人税額のデータと比較すると、サンプルが全数データではないため、金額的には10~30%程度の差異はあるものの、増減のトレンドは類似しており、今回のサンプル・データを用いた試算結果によるわが国法人のキャッシュ・フローベース課税シミュレーションにもある程度の裏づけが得られるものと推定できる。

¹⁶⁾ 現況では「キャッシュ・フロー計算書」が公表されているのであるから、そこからのアプローチも可能であるが、データの蓄積期間が短いことから今後の課題とし、田近・油井(2000)の間接法にしたがって課税ベースを試算した。

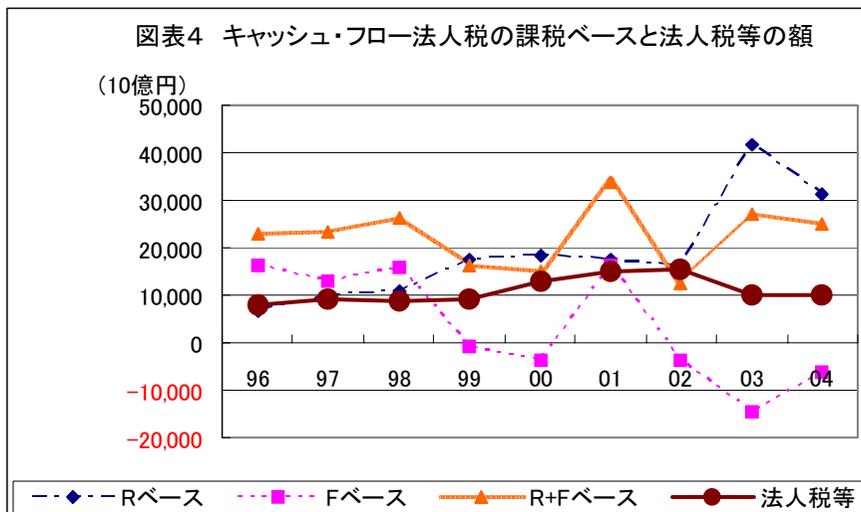
¹⁷⁾ 本来は事業税を分離すべきであるが、データの制約上分離不可能なため、便宜上、法人税等に事業税を加えた税額を現行所得税制の税額とした。

税務会計とキャッシュ・フロー法人税

図表3 全社のキャッシュ・フロー法人税課税ベースと法人税等の額

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計
① Rベース	6,685	10,139	10,668	17,437	18,372	17,383	16,272	41,762	31,322	170,039
④/①	121%	90%	82%	51%	69%	85%	94%	24%	32%	57%
② Fベース	16,143	13,073	15,655	-1,032	-3,552	16,173	-3,871	-14,640	-6,385	31,565
③ R+Fベース	22,828	23,213	26,323	16,405	14,820	33,556	12,401	27,123	24,937	201,604
④/③	35%	39%	33%	55%	86%	44%	123%	37%	40%	48%
④ 法人税等	8,069	9,145	8,709	8,971	12,727	14,833	15,254	10,016	9,918	97,641
企業数	1,911	2,088	2,189	2,271	2,406	2,694	2,796	2,829	2,819	22,003

(単位):10億円



b. Rベースでは、1996年から2002年までは「法人税等」に金額及びトレンドは類似するものの、2003年及び2004年の乖離はかなり大きくなっている。対「法人税等」の比率で見ると、最低が2003年の24%で最高が1996年の121%となっている。キャッシュ・フロー・ベースで見ると、この期間は業績が向上している一方、新たな設備投資には消極的であったことが推定される。

c. 一方Fベースはプラスの年度が4期、マイナスの年度が5期と変動が激しい。金融取引に関しても、新規に借入を起した年度に借入総額がキャッシュ・イン・フローとして計上されるので、変動が激しくなると考えられ、1996年から1998年までと2001年には新規借入が大きかったことがわかる。また2003～2004年はRベースの金額が大きいため業績が大幅に向上したものの、新たな借入は控えて既存の借入の返済が行われたことを明示している。

d. 2003年から2004年にかけて、RベースとFベースが全く逆の動きをして、その結果、相殺されたキャッシュ・フロー額がR+Fベースとして示されるような兆候も見られる。この現象は図表5-2で示した22)小売業でも顕著であることから、ミード報告の問題と指摘されてい

る点で、現金による売上や仕入が R ベースと F ベースでは同額で貸借逆の取り扱いとなること
が影響を与えている可能性がある¹⁸⁾。

e. そして、9 期間の合計でみた場合、現行の法人税等と同等の税収を得るためには、 R ベースで57%、 $R + F$ ベースで48%の税率に設定する必要があるという結果となった。

f. 次に、業種別の試算結果では、マイナスとなった年度が R ベースで業種別年度別で延べ297期中31期、 $R + F$ ベースで同14期存在した。個別にみてマイナスの年度が多い業種は、 R ベースで6)石油が4期、3)パルプと7)ゴムが3期、他に2)繊維、8)窯業、9)鉄鋼、27)海運、30)通信の各業種が2期、 $R + F$ ベースでも6)石油、8)窯業がマイナスの年度が2期と多かった。しかしこれらの業種は「法人税等」でみると、年度によってそれほど大きな変動はない。にもかかわらずキャッシュ・フロー・ベースでみるとかなり変動が激しい。理由として考えられるのは、これらの業種ではまとまった設備投資を必要とするために、 R ベースでは投資の全額控除によってマイナスの課税ベースとなってしまうということである。そして F ベースの借入によるキャッシュ・イン・フローによる相殺によって、多くは $R + F$ ベースでプラスとなるが、マイナスの課税ベースとなる業種も多い。また、ここでは業種ごとの集計値を示しているため、各業種の個別企業でみると $R + F$ ベースでもマイナスになる企業はかなり多くなるであろう。その場合、キャッシュ・フロー法人税では税の還付が必要となる。つまり政府は企業の投資に対する税の控除や還付を通してスポンサーの役割を果たすことになる。しかし翌年以降は、その投資から得られる収益によって税収が見込めることとなる。

g. キャッシュ・フロー法人税で業種別に異なる税率というのは非現実的であるが、現行税制との比較という意味で、現行の「法人税等」と同等の税収を確保するための税率を業種別で確認する。 R ベースで6)石油が-242%とかなり大きな還付が発生することとなるが、 $R + F$ ベースでは37%と、他業種よりもやや低めの税率となる。また R ベースで100%を超える業種は、3)パルプ紙の206%、19)鉱業の113%、10)非鉄金属の101%であるが、 $R + F$ ベースでは34-68%となり、かなりの割合で相殺される。

h. 逆に R ベースよりも $R + F$ ベースの税率が高くなる業種は30)通信の108%、33)サービスの100%、16)精密機械の83%、3)医薬品の77%、12)電気の67%となっている。これらの業種は設備投資も旺盛であるが、金融取引では借入の返済が進んでいると考えられる。

i. またキャッシュ・フロー法人税の弱点として、 R ベースでは金融取引に対して課税がほとんど不可能となるために、金融業に対しては R ベースではなく、 $R + F$ ベースでの課税が必要になると考えられる。しかし今回のサンプルに含まれる23)その他金融業については、消費者金融業、投資会社などは含まれるものの、銀行等の一般的な金融機関は含まれず、主にリース業などの企業が多いために R ベースでも率でみると若干低くなるものの、他の業種と比較しても遜色のない課税ベースとなっている。

¹⁸⁾ 戸谷裕之(1996) pp.180-181. 参照。

税務会計とキャッシュ・フロー法人税

図表5-1 業種別キャッシュ・フロー法人税課税ベースと法人税等の額

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計	%
食品	Rベース	381,245	405,624	232,942	658,066	597,346	408,950	398,439	934,647	954,974	4,972,233	73
	Fベース	339,681	306,111	314,351	-46,139	-339,992	312,756	170,515	-332,240	-247,046	477,997	759
	R+Fベース	720,926	711,735	547,293	611,927	257,354	721,706	568,954	602,407	707,928	5,450,230	67
	法人税等	349,460	343,035	295,269	377,697	490,807	548,674	400,581	373,716	447,797	3,627,036	
	企業数	97	105	105	108	112	124	123	122	125	1,021	
繊維	Rベース	79,500	202,658	189,158	239,207	-226,051	131,996	-46,665	354,879	310,011	1,234,693	90
	Fベース	182,737	81,206	173,431	5,644	183,533	403,528	94,213	-104,245	33,323	1,053,370	106
	R+Fベース	262,237	283,864	362,589	244,851	-42,518	535,524	47,548	250,634	343,334	2,288,063	49
	法人税等	98,889	109,089	97,042	76,462	161,702	155,786	115,042	144,639	154,813	1,113,464	
	企業数	58	62	64	65	68	76	74	75	71	613	
パルプ紙	Rベース	-100,644	-451,715	184,691	412	-12,630	270,709	65,688	296,781	3,780	257,072	206
	Fベース	228,149	593,158	141,443	83,395	14,857	50,207	169,069	-100,008	138,090	1,318,160	40
	R+Fベース	127,505	141,443	326,134	83,807	2,027	320,916	234,757	196,773	141,870	1,575,232	34
	法人税等	79,716	56,466	43,188	49,723	30,258	124,773	41,389	62,006	41,083	528,602	
	企業数	18	17	18	18	17	22	21	20	19	170	
化学	Rベース	676,560	791,461	-185,485	983,278	1,457,741	521,508	757,302	2,329,877	1,563,982	8,896,224	68
	Fベース	421,761	538,101	1,199,839	-352,570	-896,394	897,114	-45,722	-641,759	-368,703	751,667	800
	R+Fベース	1,098,321	1,329,562	1,014,354	630,708	561,347	1,418,622	711,580	1,688,118	1,195,279	9,647,891	62
	法人税等	534,864	616,308	536,525	503,186	826,402	1,042,429	797,402	617,259	537,691	6,012,066	
	企業数	148	157	159	165	168	185	189	188	179	1,538	
医薬品	Rベース	506,583	553,521	507,770	516,357	712,323	890,567	922,049	1,113,828	1,125,826	6,848,824	58
	Fベース	-110,848	-117,160	-88,621	-130,173	-453,344	344,973	-329,765	-611,469	-166,388	-1,662,795	-241
	R+Fベース	395,735	436,361	419,149	386,184	258,979	1,235,540	592,284	502,359	959,438	5,186,029	77
	法人税等	306,225	337,616	374,708	337,584	440,615	639,690	515,970	572,236	479,909	4,004,553	
	企業数	30	30	31	32	34	40	42	41	40	320	
石油	Rベース	-68,009	-417,266	137,923	146,905	-574,425	-228,693	427,102	103,643	271,552	-201,268	-242
	Fベース	393,810	711,262	101,262	-109,891	406,175	69,051	-135,637	156,460	-70,582	1,521,910	32
	R+Fベース	325,801	293,996	239,185	37,014	-168,250	-159,642	291,465	260,103	200,970	1,320,642	37
	法人税等	65,981	46,322	44,625	24,567	33,243	28,412	101,718	26,134	116,702	487,704	
	企業数	8	9	9	9	8	9	8	9	11	80	
ゴム	Rベース	190,511	35,515	-5,507	235,895	488,254	-29,530	-10,597	414,358	249,829	1,568,728	61
	Fベース	16,649	98,156	145,402	-38,035	-156,477	143,585	-110,456	-79,734	76,320	95,410	1011
	R+Fベース	207,160	133,671	139,895	197,860	331,777	114,055	-121,053	334,624	326,149	1,664,138	58
	法人税等	90,910	125,676	153,700	97,845	146,484	139,754	204,391	-4,923	10,476	964,313	
	企業数	22	23	23	23	23	25	24	24	24	211	
窯業	Rベース	42,080	167,115	204,558	-330,735	101,062	164,183	-29,157	563,798	462,800	1,345,704	83
	Fベース	190,055	206,846	217,964	321,839	-214,088	612,054	241,829	-331,693	-183,313	1,061,493	105
	R+Fベース	232,135	373,961	422,522	-8,896	-113,026	776,237	212,672	232,105	279,487	2,407,197	46
	法人税等	105,659	145,768	116,732	81,690	184,731	203,002	117,532	73,500	83,658	1,112,272	
	企業数	41	47	49	49	50	54	52	52	49	443	
鉄鋼	Rベース	92,437	236,416	169,124	-318,314	-420,387	459,965	319,017	866,354	54,398	1,459,010	77
	Fベース	339,482	86,764	386,618	21,390	1,114,473	431,425	-63,641	-533,426	637,271	2,420,356	47
	R+Fベース	431,919	323,180	555,742	-296,924	694,086	891,390	255,376	332,928	691,669	3,879,366	29
	法人税等	76,254	91,034	106,230	167,927	183,623	212,581	140,992	90,677	57,852	1,127,170	
	企業数	48	53	53	53	51	55	56	55	55	479	
非鉄金属	Rベース	62,457	151,878	96,126	424,911	241,352	189,177	-158,847	550,246	387,349	1,944,649	101
	Fベース	262,798	298,184	464,036	-31,826	-223,029	572,554	118,232	-312,370	-76,293	1,072,286	184
	R+Fベース	325,255	450,062	560,162	393,085	18,323	761,731	-40,615	237,876	311,056	3,016,935	65
	法人税等	173,333	214,677	165,628	155,914	292,536	402,829	227,600	190,722	148,084	1,971,323	
	企業数	94	100	105	110	112	118	119	119	114	991	
機械	Rベース	355,209	68,800	-70,269	517,624	600,198	882,557	438,312	1,307,211	1,258,841	5,358,483	79
	Fベース	286,124	568,040	1,333,307	478,030	-440,973	890,242	77,068	-454,235	-336,537	2,401,066	177
	R+Fベース	641,333	636,840	1,263,038	995,654	159,225	1,772,799	515,380	852,976	922,304	7,759,549	55
	法人税等	440,999	502,150	394,151	408,946	647,762	651,495	431,853	364,433	401,795	4,243,584	
	企業数	152	173	178	184	192	205	206	205	190	1,685	

図表5-2 業種別キャッシュ・フロー法人税課税ベースと法人税等の額

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計	%	
12 電気	Rベース	820,342	1,586,572	2,087,876	3,281,810	4,911,487	2,031,090	1,010,509	7,836,978	2,658,994	26,225,658	62
	Fベース	1,565,973	574,598	1,592,159	-1,796,587	-1,650,552	1,557,108	-233,082	-3,093,007	-204,495	-1,687,885	-968
	R+Fベース	2,386,315	2,161,170	3,680,035	1,485,223	3,260,935	3,588,198	777,427	4,743,971	2,454,499	24,537,773	67
	法人税等	1,813,737	2,010,810	1,794,560	1,392,864	1,971,317	2,168,190	2,407,090	1,568,523	1,213,127	16,340,218	
	企業数	229	240	247	253	262	277	281	277	277	2,343	
13 造船	Rベース	135,397	11,332	27,691	48,879	34,319	32,026	143,695	-4,519	135,515	564,335	69
	Fベース	19,793	14,184	57,414	30,969	-161,758	238,711	-31,327	-66,008	-50,946	51,032	758
	R+Fベース	155,190	25,516	85,105	79,848	-127,439	270,737	112,368	-70,527	84,569	615,367	63
	法人税等	44,908	42,171	34,804	24,442	95,411	36,285	20,506	29,558	58,713	386,798	
	企業数	6	6	6	6	7	7	7	7	7	59	
14 自動車	Rベース	-263,962	825,818	318,506	3,254,853	728,467	1,090,930	1,167,512	3,467,778	3,292,776	13,882,678	64
	Fベース	964,617	682,906	2,021,237	-701,943	-794,608	557,949	-851,692	-313,629	-970,786	594,051	1494
	R+Fベース	700,655	1,508,724	2,339,743	2,552,910	-66,141	1,648,879	315,820	3,154,149	2,321,990	14,476,729	61
	法人税等	439,680	863,674	719,645	839,595	1,092,837	1,598,514	1,473,302	1,082,007	764,544	8,873,798	
	企業数	64	69	73	76	80	82	83	82	81	690	
15 輸送機器	Rベース	35,969	11,482	24,493	10,352	61,227	-3,091	42,626	76,747	58,163	317,968	47
	Fベース	12,925	5,925	41,054	19,989	-33,160	56,377	-33,632	-27,720	4,732	46,490	324
	R+Fベース	48,894	17,407	65,547	30,341	28,067	53,286	8,994	49,027	62,895	364,458	41
	法人税等	15,222	18,579	15,631	15,947	25,839	12,788	15,463	11,349	19,859	150,677	
	企業数	15	17	18	18	18	19	20	17	16	158	
16 精密機械	Rベース	64,715	211,904	270,711	346,340	526,488	76,881	255,885	939,056	461,865	3,153,845	66
	Fベース	90,325	123,353	-39,100	-232,492	-249,610	409,416	-238,761	-309,575	-199,988	-646,432	-322
	R+Fベース	155,040	335,257	231,611	113,848	276,878	486,297	17,124	629,481	261,877	2,507,413	83
	法人税等	162,424	220,266	218,948	176,384	265,343	357,897	219,737	259,122	202,222	2,082,343	
	企業数	38	41	42	44	45	45	48	50	53	406	
17 その他製造	Rベース	190,912	189,676	182,629	233,590	280,900	208,147	297,431	507,949	446,758	2,537,992	66
	Fベース	15,380	10,393	132,477	4,509	-166,546	25,606	-66,812	-39,951	-62,236	-147,180	-1135
	R+Fベース	206,292	200,069	315,106	238,099	114,354	233,753	230,619	467,998	384,522	2,390,812	70
	法人税等	167,608	206,665	186,909	162,288	208,210	232,960	177,895	168,851	159,424	1,670,810	
	企業数	63	73	80	82	84	94	97	97	99	769	
18 水産	Rベース	34,402	4,957	46,678	24,634	-2,056	20,107	8,840	50,322	31,920	219,804	62
	Fベース	10,824	46,515	9,258	-9,939	49,258	52,319	9,915	-8,128	2,625	162,647	84
	R+Fベース	45,226	51,472	55,936	14,695	47,202	72,426	18,755	42,194	34,545	382,451	36
	法人税等	10,313	10,276	13,195	9,477	20,940	19,667	20,910	20,548	11,004	136,330	
	企業数	6	7	8	6	7	10	9	9	9	71	
19 鉱業	Rベース	44,737	62,744	57,300	51,090	52,341	11,501	57,367	25,033	53,585	415,698	113
	Fベース	36,313	32,844	40,091	6,295	37,241	67,179	60,450	19,036	-24,399	275,050	171
	R+Fベース	81,050	95,588	97,391	57,385	89,582	78,680	117,817	44,069	29,186	690,748	68
	法人税等	50,544	70,697	68,360	44,333	59,035	59,052	54,232	56,637	7,674	470,564	
	企業数	9	9	10	10	10	11	11	12	10	92	
20 建設	Rベース	1,204,055	1,194,542	727,301	1,853,534	279,779	2,681,229	1,054,345	1,639,837	1,978,883	12,613,505	29
	Fベース	364,213	6,365	254,609	-860,738	229,201	-323,510	-883,354	-1,485,197	-1,026,336	-3,724,747	-99
	R+Fベース	1,568,268	1,200,907	981,910	992,796	508,980	2,357,719	170,991	154,640	952,547	8,888,758	42
	法人税等	447,587	436,356	346,445	481,693	535,276	682,309	547,538	169,534	52,227	3,698,965	
	企業数	112	129	139	150	169	199	197	193	185	1,473	
21 商社	Rベース	67,605	24,134	314,827	641,882	774,133	1,393,302	1,929,665	1,655,778	1,130,405	7,931,731	73
	Fベース	2,497,326	2,541,669	2,101,946	1,696,882	530,807	3,235,129	-442,011	-809,151	-867,809	10,484,788	55
	R+Fベース	2,564,931	2,565,803	2,416,773	2,338,764	1,304,940	4,628,431	1,487,654	846,627	262,596	18,416,519	31
	法人税等	474,504	481,418	511,823	563,849	901,081	1,015,235	801,541	413,578	626,343	5,789,372	
	企業数	218	247	258	268	289	326	342	339	342	2,629	
22 小売	Rベース	608,838	409,975	642,596	525,917	186,186	-418,268	1,038,816	1,391,084	1,306,586	5,691,730	73
	Fベース	440,786	375,948	34,251	60,263	-160,893	997,024	-362,631	-659,828	-20,460	704,460	588
	R+Fベース	1,049,624	785,923	676,847	586,180	25,293	578,756	676,185	731,256	1,286,126	6,396,190	65
	法人税等	334,387	436,323	402,969	442,441	475,987	491,952	598,861	440,605	515,472	4,138,997	
	企業数	91	107	116	121	134	148	168	173	179	1,237	

税務会計とキャッシュ・フロー法人税

図表5-3 業種別キャッシュ・フロー法人税課税ベースと法人税等の額

		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計	%
23 その他金融	Rベース	-2,573,372	144,886	-297,090	720,244	2,312,339	196,520	1,477,975	3,386,311	732,741	6,100,554	44
	Fベース	3,034,471	81,956	704,651	-317,561	-291,926	1,737,694	-519,506	-2,034,348	1,943,887	4,339,318	62
	R+Fベース	461,099	226,842	407,561	402,683	2,020,413	1,934,214	958,469	1,351,963	2,676,628	10,439,872	26
	法人税等	146,902	157,470	169,967	218,030	319,835	407,584	469,532	413,543	407,681	2,710,544	
	企業数	25	24	26	26	27	39	43	49	50	309	
24 不動産	Rベース	1,060,645	674,991	254,217	37,500	141,411	614,094	-1,161,234	1,479,057	911,147	4,011,828	26
	Fベース	-38,767	8,119	681,450	554,771	633,225	464,562	718,047	-877,794	-227,401	1,916,212	54
	R+Fベース	1,021,878	683,110	935,667	592,271	774,636	1,078,656	-443,187	601,263	683,746	5,928,040	18
	法人税等	79,877	69,947	92,851	81,999	151,638	137,722	227,220	74,671	125,589	1,041,514	
	企業数	39	43	43	45	48	60	62	67	68	475	
25 鉄道バス	Rベース	771,298	1,043,919	860,882	348,891	401,716	1,201,273	318,857	1,557,279	2,002,983	8,507,098	38
	Fベース	992,280	1,116,122	1,136,226	1,537,916	1,252,873	441,741	446,515	-92,851	-445,600	6,385,222	50
	R+Fベース	1,763,578	2,160,041	1,997,108	1,886,807	1,654,589	1,643,014	765,372	1,464,428	1,557,383	14,892,320	21
	法人税等	203,806	201,779	171,844	186,883	341,040	492,228	507,130	576,064	511,408	3,192,182	
	企業数	33	33	33	33	33	35	35	35	34	304	
26 陸連	Rベース	87,154	83,050	57,136	109,285	56,594	109,137	170,234	201,943	142,152	1,016,685	86
	Fベース	40,843	43,761	3,386	14,497	-23,679	5,933	-79,104	-44,645	-35,605	-74,613	-1166
	R+Fベース	127,997	126,811	60,522	123,782	32,915	115,070	91,130	157,298	106,547	942,072	92
	法人税等	69,796	81,954	70,066	79,259	100,512	210,742	92,110	74,915	90,274	869,628	
	企業数	23	27	29	30	32	33	32	32	33	271	
27 海運	Rベース	-114,992	-134,730	3,291	212,967	140,775	217,259	264,716	218,462	408,172	1,215,920	32
	Fベース	368,922	378,936	184,960	22,280	112,631	45,503	-41,302	-100,073	-140,308	831,549	46
	R+Fベース	253,930	244,206	188,251	235,247	253,406	262,762	223,414	118,389	267,864	2,047,469	19
	法人税等	18,639	19,754	26,823	30,254	36,651	79,758	22,319	43,196	108,891	386,285	
	企業数	24	24	23	22	20	19	20	19	19	190	
28 空運	Rベース	134,061	146,977	-50,283	156,420	12,873	261,319	-50,001	135,997	66,868	814,231	28
	Fベース	140,304	132,125	284,523	-27,043	61,377	-94,440	116,048	-32,244	86,845	667,495	34
	R+Fベース	274,365	279,102	234,240	129,377	74,250	166,879	66,047	103,753	153,713	1,481,726	15
	法人税等	13,997	12,540	8,252	5,702	30,504	56,385	30,621	59,803	10,284	228,088	
	企業数	6	6	6	6	6	7	5	6	7	55	
29 倉庫運輸	Rベース	52,965	21,090	22,614	63,011	39,867	84,389	50,065	77,619	75,713	487,333	66
	Fベース	14,384	20,173	45,125	4,940	10,795	37,509	-10,573	-32,439	14,639	104,553	306
	R+Fベース	67,349	41,263	67,739	67,951	50,662	121,898	39,492	45,180	90,352	591,886	54
	法人税等	31,675	30,592	26,562	26,703	35,920	51,368	32,948	41,942	42,532	320,242	
	企業数	24	26	25	25	27	36	37	37	38	275	
30 通信	Rベース	367,269	113,448	595,631	-140,635	1,436,188	-119,758	1,450,049	4,330,243	3,755,699	11,788,134	75
	Fベース	116,335	1,178,282	584,552	-2,885,025	-1,025,910	2,118,233	-1,295,709	-780,247	-1,614,487	-3,603,976	-246
	R+Fベース	483,604	1,291,730	1,180,183	-3,025,660	410,278	1,998,475	154,340	3,549,996	2,141,212	8,184,158	108
	法人税等	321,398	411,698	564,055	892,737	1,303,783	968,776	2,881,635	415,190	1,111,009	8,870,281	
	企業数	12	13	14	17	17	20	24	24	25	166	
31 電力	Rベース	937,914	1,087,718	2,132,780	2,046,399	2,447,766	2,932,439	2,398,994	2,731,049	3,343,887	20,058,946	22
	Fベース	2,755,762	2,303,834	1,360,710	1,328,007	-206,931	-260,715	-6,623	-536,265	-1,541,217	5,196,562	85
	R+Fベース	3,693,676	3,391,552	3,493,490	3,374,406	2,240,835	2,671,724	2,392,371	2,194,784	1,802,670	25,255,508	18
	法人税等	457,188	343,296	386,145	382,532	635,150	476,227	515,180	619,214	615,829	4,430,761	
	企業数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	90	
32 ガス	Rベース	86,563	53,090	127,261	210,224	89,694	268,125	316,599	243,978	376,902	1,772,436	38
	Fベース	129,795	124,534	107,966	34,912	-13,037	57,264	-99,613	-70,834	-82,553	188,434	356
	R+Fベース	216,358	177,624	235,227	245,136	76,657	325,389	216,986	173,144	294,349	1,960,870	34
	法人税等	53,306	50,306	54,461	69,324	60,705	82,591	91,706	91,433	116,684	670,516	
	企業数	9	10	10	10	10	10	12	13	13	97	
33 サービス	Rベース	714,119	627,507	799,529	325,898	494,577	832,788	946,105	978,848	1,307,011	7,026,382	85
	Fベース	19,897	-99,796	-72,732	281,709	-685,178	18,858	-211,759	99,870	-359,348	-1,008,479	-594
	R+Fベース	734,016	527,711	726,797	607,607	-190,601	851,646	734,346	1,078,718	947,663	6,017,903	100
	法人税等	389,001	380,133	496,610	563,077	621,817	1,045,215	951,923	875,372	666,947	5,990,095	
	企業数	139	151	179	197	236	294	339	371	387	2,293	

．おわりに

本稿ではまず，わが国の会計制度を支えるトライアングル体制や確定決算主義による逆基準性の弊害と，会計利益や課税所得の恣意性の問題等を指摘した．しかしこれらの問題はあくまで現行制度の一側面であり，これらを理由にただちに制度改革が必要であるとかあらたな仕組みに変更しなければいけないというものではない．これまでの会計制度や課税制度はそれぞれの時代や社会，文化に合わせて進化してきた結果であるともいえるからである．

しかし近年，会計を取り巻く情勢は大きく変わりつつある．その中でも国際的調和化の流れは激しく，海外で積極的に活動するわが国企業を支え，逆に海外から国内への投資を積極的に呼び込むためには，国際的な比較可能性を担保するという観点で会計や税制を見直していく必要がある．もちろんわが国でも会計ビッグバンを経て新たにキャッシュ・フロー計算書が第3の財務諸表として加えられ，有価証券の時価評価や税効果会計，減損会計等が導入され，国際化に対応するための会計制度改革は加速度をつけて進んでいる．しかしながらまだまだ残された課題も多く，そのうちのいくつかの問題を解決するための一つの案としてキャッシュ・フロー法人税への移行についての検証を試みた．

2004年3月期決算までの9年間でみると，現行の法人所得ベースの課税と同等の税金を得るためには， R ベースで57%， $R + F$ ベースで47%の税率で課税する必要があると試算された．現行の法人実効税率である40.86%と比較すると R ベースでは増税感が強くなり，さらに個別企業でみたときの毎期の変動額がかなり大きくなると予想されるが， $R + F$ ベースでみた場合には税率も現行と比較してさほど高くはならないという結果を得た．

しかしこれを実際に現行所得税制からの移行という観点からみた場合にはかなり大きなハードルがある．King (1987) は移行時の問題点として，既存の固定資産残高の取り扱いについて指摘している．キャッシュ・フロー法人税では固定資産投資額が初年度全額控除となるので，新たにキャッシュ・フロー法人税に移行する場合に，既存の固定資産簿価については移行時点での全額控除が望ましい．しかしその場合に課税ベースが大きく浸食され，結果的に税金がかなり落ち込むことが予想される¹⁹⁾．さらに，既存固定資産に対する投資控除の繰延等によってこの問題を解決したとしても，キャッシュ・フロー法人税の施行を公布してから実際に施行するまでの期間，投資が見合わせられることで経済に対してかなり深刻な影響を与えることも予想される．

また，移行以前の問題であるかもしれないが，一般に古い制度から新しい制度への変更には強い反発が起こりやすい．特に税制に関しては消費税の導入を例として，かなり長い検討・準備が必要となる．この点は，「旧税はすべて良税であり新税はすべて悪税である」ということばにも表現されている．

一方，近年ではオーストラリアにおいて『ラルフ報告書』(1999)²⁰⁾が「キャッシュ・フロー・

¹⁹⁾ King (1987) pp.390-394．参照．

²⁰⁾ The Treasury, Australian Government (1999) Review of Business Taxation, A Tax System Redesigned. <http://www.rbt.treasury.gov.au/>より閲覧可能．

担税価値アプローチ」を提唱し、キャッシュ・フローを課税ベースとする案が示され注目を集めた。この案では5つの財務諸表が必要とされており、まず損益計算書によって計算された税引前利益に対して、キャッシュ・フローに換算するための調整や税額計算の調整を加えて課税額を算出するという手続きとなる。したがって、わが国の法人所得税と同様に会計利益からの組み換えや調整による課税計算といった感が強くなるが、現行システムからのスムーズな移行という観点からは納税者にとっての負担はそれほど大きくないと考えられる。

最後に、今回検証できなかったのが国際課税の問題である。キャッシュ・フロー法人税は投資税額控除となるため、海外からの投資も含めて国内投資はすべて控除されることになる。逆に日本企業が海外で課税された税額に対しては外国税額控除によって国内の課税額から控除する必要がある。その結果、自国のみがキャッシュ・フロー法人税を導入した場合はかなりの税収ロスが予想される。逆にすべての国がキャッシュ・フロー法人税を導入することは現実的ではない。この問題も今後十分な検討が必要である。

このように現行の所得課税からキャッシュ・フロー法人税への実際の移行を考えると課題は多い。しかし近年の会計情報分析におけるキャッシュ・フロー情報に対する有用性の高まりと、企業経営におけるキャッシュ・フロー重視の方向性は明らかに力強さを増している。キャッシュ・フロー情報への理解と関心が高まっている現在、キャッシュ・フロー・ベースに対する課税という考え方は十分検討に値すると考えられる。

(補論)

キャッシュ・フロー法人税ベースへの組み替え

まず貸借対照表から次の関係が成り立つ。

$$\text{資産}(A) = \text{負債}(L) + \text{資本}(K) + \text{未処分利益}$$

ただし、Kは資本の部から当期末処分利益を除いたものである。

次に対前期差額を で示すと、

$$A = L + K + \text{未処分利益} \dots\dots\dots (1)$$

また、前期の未処分利益は決算確定後の利益処分で、配当や役員賞与として社外流出するとともに社内留保として利益準備金などに積み立てられた残りが、次期への繰越利益となる。

$$\begin{aligned} \text{前期の未処分利益} = & (\text{配当}) + (\text{役員賞与}) + (\text{準備金等積立額}) \\ & + (\text{当期への繰越利益}) \dots\dots\dots (2) \end{aligned}$$

当期の未処分利益は当期の税引後利益に前期繰越利益や任意積立金取崩額を加え、当期の中間配当及び中間配当利益準備金を差し引いたものである。

$$\begin{aligned} \text{当期の未処分利益} = & (\text{税引後利益}) + (\text{前期からの繰越利益}) + (\text{任意積立金取崩額等}) \\ & - (\text{中間配当}) - (\text{中間配当利益準備金}) \dots\dots\dots (3) \end{aligned}$$

したがって(1)式の左辺に{(3)式 - (2)式}を代入して(税引後利益)を(税引前利益) + (法人税)で表すと次式が導かれる。

$$\begin{aligned} & [(\text{税引前利益}) - (\text{前期役員賞与})] + [-A + L] \\ & + \{K + (\text{任意積立金取崩額}) - (\text{前期準備金等積立額}) \\ & - (\text{中間配当利益準備金})\} - \{(\text{中間配当}) + (\text{前期配当})\} \\ & + [\text{租税還付} - \text{法人税等}] = 0 \dots\dots\dots (4) \end{aligned}$$

ここで(4)式の第2項がRベース、第2項がFベース、第3項がSベース(符号は逆)、第4項がTベースに対応する。

固定資産取得額の算定

貸借対照表の固定資産残高は、取得原価から減価償却を控除した額となるので、期末残高は次式であらわされる。

$$\text{期末残高} = \text{期首残高} + \text{資産購入額(時価)} - \text{資産処分額(簿価)} - \text{減価償却費} \dots\dots (5)$$

キャッシュ・フロー法人税ベースでは固定資産の購入額、売却額がいずれも時価評価されるため、キャッシュ・フロー上の固定資産購入額は次式となる。

$$\begin{aligned} \text{固定資産購入額(純)} & = \text{資産購入額(時価)} - \text{資産処分額(時価)} \\ & = \text{資産購入額(時価)} - [\text{資産処分額(簿価)} + \text{純売却益}] \\ & = \text{期末残高} - \text{期首残高} - \text{純売却益} + \text{減価償却費} \dots\dots\dots (6) \end{aligned}$$

未実現債権債務の調整

会計上は当期損益に算入される営業上の期末の債権（売掛金・受取手形）、債務（買掛金・支払手形）については、キャッシュ・フローの計算上は未実現であるために算入されないの、調整が必要となる。作業としては売掛金・受取手形の残高増加分を収益から減額し、逆に買掛金・支払手形の残高増加分を費用から減額する。

課税ベースの計算式

以上の手続きを経て、 R ベース及び $R + F$ ベースは次式で計算できる。

$$R \text{ ベース} = \text{税引前当期利益} + \text{キャッシュ調整} + \text{引当金} \cdot \text{準備金} + \text{減価償却費} \\ + \text{繰延資産当期償却額} - \text{固定資産純購入額} - \text{棚卸資産純購入額} \\ - \text{研究開発費等繰延資産購入額}$$

ただし、

$$\text{キャッシュ調整} = - \text{前期役員賞与} - \text{受取手形等} + \text{支払手形等} \\ - \text{固定資産売却益（純）} - \text{棚卸資産売却益（純）} \\ - \text{受取利息} + \text{支払利息} - \text{受取配当} \\ - \text{有価証券売却益（純）} + \text{有価証券評価損} + \text{租税公課} + \text{未払法人税等}$$

$$F \text{ ベース} = [\text{調整後負債増分}] - [\text{調整後資産増分}] + [\text{受取利息} - \text{支払利息}]$$

ただし、

$$\text{調整後負債増分} = L - \text{引当金} \cdot \text{準備金} - \text{支払手形等} - \text{未払法人税等}$$

$$\text{調整後資産増分} = A - \text{受取手形等} - \text{固定資産} - \text{棚卸資産} - \text{投資有価証券} \cdot \text{出資金} \\ + \text{有価証券売却益（純）} - \text{有価証券評価損（純）}$$

参考文献

- 稲岡潔・中塚賢(2000)「わが国主要企業のキャッシュ・フロー情報特性に関する実証研究」『経営情報研究』(摂南大学)第8巻第1号.
- 浦崎直浩(2000)『オーストラリアの会計制度に関する研究』近畿大学商経学会.
- 岡田依里(1996)「高度成長期に適した会計と会計環境 - 国際比較の観点から」『日本の会計と会計環境』同文館, 第5章.
- 鎌田信夫(1999)『キャッシュ・フロー会計: その理論と適用』税務経理協会.
- (2003)『キャッシュ・フロー会計の原理(新版)』税務経理協会.
- 國村道雄(1986)『現代資本市場の分析』東洋経済新報社.
- 坂本雅士(1995)「確定決算主義とその逆基準性に関する一考察」『経済経営研究』(神戸大学経済経営研究)第45号.
- 鈴木一水(1996)「契約理論にもとづく確定決算主義の評価」『総合税制研究』4.
- 染谷恭次郎(1999)『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社.
- 武田隆二(2005)『法人税法精説(平成17年版)』森山書店.
- 醍醐聡(1994)「確定決算主義と逆基準性」『JICPAジャーナル』466.
- 田近栄治・油井雄二(2000)『日本の企業課税 - 中立性の視点による分析』東洋経済新報社.
- 戸谷裕之(1994)『日本型企业課税の分析と改革』中央経済社.
- 中田信正(2004)『税務会計要論(13訂版)』同文館.
- 中村忠・成松洋一(1998)『税務会計の基礎: 企業会計と法人税』税務経理協会.
- 成道秀雄・新井益太郎(2004)『税務会計論(第3版)』中央経済社.
- 野村健太郎(1994)「取得原価主義会計の課題」『税経通信』第49巻第1号.
- 古田精司(1986)「支出税制下のキャッシュ・フロー法人税」『財政の原理と現実』(井手文雄他編著)千倉書房, 9.
- 村上睦(1997)「キャッシュ・フロー法人税と国際課税原則」『大阪学院大学経済学論集』第11巻1・2号.
- Boadway, R. N., Bruce and J. Mintz (1983) On the Neutrality of Flow-of-Funds Corporate Taxation, *Economica*, 50, pp.49-61.
- Financial Accounting Standards Board (1987) Statement of Cash Flows, *Statement of Financial Accounting Standards* No.95.
- Institute for Fiscal Studies (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by J.E. Mead*, Allen and Unwin.
- King, M. A., (1987) The Cash Flow Corporate Income Tax, *The Effects of taxation on Capital Accumulation*, University of Chicago Press. pp.377-400.
- The Treasury, Australian Government (1999) *Review of Business Taxation, A Tax System Redesigned*. (<http://www.rbt.treasury.gov.au/>)